

伊予市 プレミアム付 商品券



伊予市PR
キャラクター
あじの五勇士

取扱店舗募集中!!



消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券を発行します。



募集期間 6/14(金) ▶ 7/12(金)

※期限後の受付は特別な場合を除いて原則できません。

- ◆商品券発行予定額：2億5千万円（プレミアム20%含む）
- ◆商品券発行額面：1枚500円（1セット500円券×10枚）
- ◆商品券販売期間：令和元年9月17日(火)～令和2年1月31日(金)
- ◆商品券使用期間：令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
- ◆商品券換金期限：令和2年3月13日(金)まで

※商品券販売期間は、変更となる場合があります。

ますます、いよし。



伊予市
えひめ
四国

参加資格

伊予市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

対象外の商品

次に該当する商品は対象外となります。

- ①ビール券、図書券等の他の商品券、プリペイドカード、郵政ハガキ、切手等の換金性の高いものの購入
- ②たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ③税金、振込手数料、公共料金等（電気・ガス・水道料金等）への支払い
- ④医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等への支払い
- ⑥土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑦出資や金融商品の購入
- ⑧現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

登録方法

店舗所在地の商工会議所または商工会で登録手続きを行っています。

募集概要を確認のうえ、商工会議所または商工会に備え付けの「取扱店舗登録申請書」（3枚複写）に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。申請時には、申請者の印鑑（あらかじめ「取扱店舗登録申請書」に記入・押印のうえ申請書を持参する場合は不要です。）が必要となります。（個人企業は個人印・法人企業は会社印）

※大型店やチェーン店は支店など店舗ごとに申請してください。

※大型店にテナントとして入店している場合、テナントごとに申請してください。

「取扱店舗登録申請書」をその場で審査し、取扱店舗として登録します。登録されたお店は、商品券の使えるお店として、チラシや市・商工会議所・商工会のホームページなどで広報します。

換金方法

○伊予銀行（郡中支店・中山支店・上灘支店）、愛媛銀行（郡中支店）、愛媛信用金庫（郡中支店・港南支店）に必要書類を添えてお申込みください。

○詳細は、募集要項・運営マニュアルをご覧ください。

○換金手数料は無料です。

お問合せ先

■伊予商工会議所（受付：平日8：30～17：00）

〒799-3111 伊予市下吾川1512-6 TEL089-982-0334

■双海中山商工会（受付：平日8：30～17：00）

〒791-3205 伊予市中山町中山丑285-1 TEL089-967-0197

※店舗所在地の商工会議所または商工会にお問合せください。